

(平成21年11月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和33年4月8日）及び資格取得日（34年5月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和33年4月から同年9月までは7,000円、同年10月から34年4月までは9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月8日から34年5月1日まで

昭和32年4月から34年10月まで、A社に住み込みで、継続して勤務していた。厚生年金の記録が途中で抜けているのはおかしい。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和32年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、33年4月8日に資格を喪失後、34年5月1日に同社において再度資格を取得しており、33年4月から34年4月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、事業主及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主及び元経理担当者から、申立人は申立期間において、その給与から厚生年金保険料を控除されていたとの証言がある。

さらに、申立人の当時の同僚は、「昭和32年4月に申立人と一緒に入社し、私が会社を辞めるまでの2年以上の期間、仕事の内容も待遇も一緒であった。」と証言しているところ、当該同僚は、申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、昭和 33 年 4 月から同年 9 月までは 7,000 円、同年 10 月から 34 年 4 月までは 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 33 年 4 月から 34 年 4 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月 6 日から 38 年 9 月 1 日まで

年金記録を確認したところ、申立期間について、厚生年金保険の記録も共済組合の記録も無いことが分かった。私は、昭和 37 年 5 月 6 日に A 社に採用され、退職まで勤務した。申立期間について、年金の記録が無いことに納得がいかないので厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和 37 年 5 月 23 日から A 社に臨時雇用員として勤務し、38 年 7 月 1 日に試用員、同年 9 月 1 日に正規職員となったことは、独立行政法人 B 機構 C 事業管理部が提出した申立人に係る履歴カード（申立人の人事記録）の写しにより確認できる。

しかし、A 社通達第 435 号（昭和 38 年 9 月 7 日付け）による臨時雇用員等社会保険事務処理規程によれば、A 社が一定の条件を満たした臨時雇用員や試用員を厚生年金保険に加入させることができるようになったのは昭和 38 年 10 月 1 日からであり、また、独立行政法人 B 機構 C 事業管理部によると、申立人が所属していた D 管理局が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年 12 月 1 日である。

なお、A 社の試用員、臨時雇用員が共済組合員の資格を取得できるようになったのは、昭和 40 年に導入された準職員制度の制定がなされたときからである。

さらに、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 6 月 1 日から 4 年 12 月 31 日まで

私が、A社に入社した当初は、15万円くらいの給与だったが、平成になってからは50万円くらいの給与をもらっていた。社会保険事務所の記録が20万円となっており納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額が50万円であったと主張しているが、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなって閉鎖しており、元事業主は「年数が経っているため、関係資料については処分した。」と回答している上、当時経理事務を委託されていた税理士事務所も「関係資料は保管していない。」と証言しているため、申立期間に申立人が主張する厚生年金保険料を事業主により控除されたことについて確認できない。

また、申立人の「雇用保険受給資格者証」によれば、当該事業所における離職時賃金日額は8,333円と記載されており、この金額に見合う月額給与は、約25万円となることから申立人が主張する給与額とは大きく異なる。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。